

23. 療養病床の再編成について

(1) 療養病床再編成に向けたスケジュール

各都道府県では、地域ケア整備構想（仮称）を策定する際の基礎資料とするため、昨年10月1日現在で療養病床を有する医療機関の協力を得て「療養病床アンケート調査」を実施していただいた。現在医療経済研究機構において集計作業が行われており、3月上旬に公表する予定としている。

都道府県における構想策定作業を支援するため、現在医療経済研究機構の「地域ケア整備に関する研究班」において、2つの支援ツールの検討を進めてきた。その一つが昨年末に中間とりまとめとして公表した都道府県が地域ケア整備構想（仮称）を策定するに当たっての地域におけるサービス必要量の推計ツールである。

また、もう1つはモデルプランの作成である。療養病床の分布状況を見ると都道府県ごとに大きな差があり、全国一律の対応よりも地域特性を踏まえた対応が必要になることから、地域特性を3つの観点（①療養病床が多い地域、②都市地域、③現に高齢化率が高い地域）で捉えて、それぞれに対応した具体的な対応策を示せるよう自治体や関係者の協力を得て検討を進めており、年度内に取りまとめる予定としている。

厚生労働省では、3月には地域ケア整備指針（仮称）や第4期介護保険事業計画の参酌標準の基本的考え方をモデルプランと合わせてお示しする予定としている。

都道府県では、それらを踏まえつつ地域ケア整備構想（仮称）の検討作業を進めていただくことになるので、中間とりまとめでお示したワークシート等による作業を行いつつ、検討の場を立ち上げるなどして必要な体制を整えて取り組んでいただきたい。また、今後、厚生労働省として6月目途にヒアリングを行うことを予定しているので、ご承知おきいただきたい。詳細は改めてご連絡する。

(2) 中間とりまとめのワークシート等について

昨年末の中間とりまとめでは、①地域ケア整備構想（仮称）に盛り込むべき事項、②中長期的な観点から、将来の高齢者の状況や施設・居住系サービスなど地域ケアのニーズを包括して捉えて推計する中長期のワークシートと、③当面平成23年度末までの施設、

在宅サービスなどの介護サービス等の必要量を推計する短期のワークシートをお示しした。なお、これらのワークシートは地域の将来像を描くためのツールであり、構想の策定には地域における議論が必要であることから、併せて各地域において期待される議論のポイントをお示ししている。

これらについては、地域ケア整備構想（仮称）の策定に向けた今後の都道府県の作業スケジュール案とともに昨年末各都道府県宛に送付するとともに、本年1月17日に各都道府県地域ケア整備構想策定事務担当者会議を開催し、ご説明したところである。

療養病床の転換を進めるに当たっては、単に療養病床を転換するだけでなく、将来の一層の高齢化を踏まえつつ、施設・在宅サービス、さらには地域での高齢者向けの「住まい」も含む見守りの体制、在宅医療など地域におけるケア体制全般を考えることが必要となる。その中で、施設整備は20年、30年先のサービスの供給と負担につながるものであることも踏まえながら、地域での将来的なニーズや社会資源の状況等に即して、計画的に整備を進めることが求められる。

そのためには、この策定作業は都道府県が行うが、地域のケア体制の問題でもあることから、市町村とも十分連携・意思疎通を図りながら進めるとともに、地域の関係団体などとも調整をしながら進めていただきたい。

(3) 療養病床の再編成に向けて

今後、地域ケア整備構想（仮称）の中の療養病床転換計画の策定作業を進めるためには関係医療機関との調整が必要となる。第4期介護保険事業計画の参酌標準の基本的考え方においては、医療療養病床からの転換分を円滑に受け止めるという考え方に立って整理したいと考えている。今後、個別の医療機関にアンケート調査結果や医療療養病床及び第4期介護保険事業計画の参酌標準の考え方などを情報提供し、できるだけ地域の将来の動向を踏まえた経営判断をお願いしつつ、全体の調整を進めることになると考えているので、よろしくお願ひしたい。

厚生労働省としても、医療機関が入院患者の状況や将来の経営見通しなども含めて、総合的に適切な判断が行えるよう、転換を検討する場合にどのような問題があるのか整理を行い、転換の具体的イメージなどの方策をできるだけ早くお示ししたいと考えている。また、現在の療養病床が担っている様々な役割・機能をどういう形で受け皿となる施設で代替できるか幅広く検討し、できるだけ早くお示ししたいと考えているところで

ある。

なお、これまでも患者や住民、医療機関等からの相談・照会に応じる相談窓口の開設と情報提供の推進をお願いするとともに、設置した相談窓口についての情報が患者、住民、医療機関等へ確実に伝わるように周知することをお願いしてきたところである。今後とも、患者や医療機関の不安を招くことのないよう、相談体制の確保と情報提供をよろしく願います。

2.4. 介護施設等の在り方に関する委員会について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第2条に、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設の基本的な在り方並びにこれらの施設の入所者に対する医療の提供の在り方の見直し等を検討することが規定されたことを踏まえ、これらのサービスの基準、報酬等について、今後、介護給付費分科会において審議を行うための基本的な論点の整理等を行うことを目的として介護施設等の在り方に関する委員会を設置した。

本委員会での検討事項は、介護施設等の基本的な在り方に関する事項及び介護施設等の入所者に対する医療の提供の在り方に関する事項等である。第1回会合を昨年9月27日に、第2回会合を同年12月15日に開催し、これまでに介護施設及び高齢者の住まいに関する現状報告及び議論、諸外国の介護施設等の現状についての報告及び議論が行われたところである。

また、老人保健施設等における医療提供の在り方については、3月上旬に取りまとめ予定の「療養病床アンケート調査」の結果を踏まえて、次回の委員会から議論を本格化していただく予定である。